

公 告

福井県道路照明灯ＬＥＤ化事業に係る企画提案書の提出を求めるため、次のとおり公告する。

令和８年７月２７日

福井県知事 石田 嵩人

１ 企画提案書の提出を求める事項

(１) 事業名

福井県道路照明灯ＬＥＤ化事業

(２) 契約期間

契約締結日から令和１９年１２月３１日まで

(３) 事業内容

「福井県道路照明灯ＬＥＤ化事業 公募型プロポーザル募集要領」による。

(４) 事業場所

福井県内

(５) 事業費限度額

金 １，０４０，０００，０００ 円（消費税額および地方消費税額を含む。）

２ 企画提案書を提出できる者の必要な資格要件

(１) 応募者

ア 本事業を行う能力を有する複数の企業で構成されるグループ（以下「グループ」という）とする。

イ 応募者は、グループを構成する企業のうち、事業役割を担う代表構成員を１者選定し、その代表構成員が県との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負う。

ウ 参加申込時は、応募者の構成員すべてを明らかにし、それぞれの役割分担を明確にする。

エ 応募者は、参加申込を含む、それ以降の企画提案書類作成および契約等に関する諸手続を行う。

(２) 応募者の役割

応募者は、次の役割をすべて担うものとし、グループの構成員が各役割を分担する。なお、構成員は複数の役割を兼務することができ、その他必要な役割を置くことができる。

ア 事業役割

県への参加申込、それ以降の企画提案書類作成、契約等に関する諸手続、事業計画書の作成、ＥＳＣＯサービス期間におけるＥＳＣＯサービス料の請求等の事業全般のとりまとめを行う。

イ 施工役割

グループの提案に基づいて行う、県の施設へのＥＳＣＯ設備導入に伴う調査、改修工事の設計・施工、省エネルギー改修の施工、ＥＳＣＯ設備導入に伴う電力契約変更等に係る業

務を行う。

ウ 維持管理役割

E S C O サービス期間における E S C O 設備の維持管理および修繕を行う。

エ その他役割

上記アからウのほか、必要な役割を担う。

応募者は、構成員間の役割に関する合意書（任意様式）を別途、県に提出すること。なお、その合意書には、グループの全構成員が、県に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。

（３）応募者の資格

応募者は、次のすべての要件を満たす者であること。

ア 事業役割を担う者は、福井県競争入札参加資格者名簿（建設工事、測量業務等および道路清掃業務または物品購入・役務の提供等のいずれか）（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者。

イ 施工役割および維持管理役割を担う者に必要な資格は、以下のとおりである。

（ア）資格者名簿における電気工事の格付が A 等級で登録されている者。また、建設業法第 26 条に規定する技術者を配置できる者。なお、技術者の配置が必要な期間は改修工事の着手開始から改修対象となっている道路照明灯の改修が完了し、県による確認が完了するまでの期間とする。

（イ）県内に主たる営業所を有する者。

（ウ）過去 20 年間（募集要領配布の前年度までの 20 か年度間に当該年度の募集要領配布の日までを加えた期間（平成 18 年 4 月 1 日～令和 8 年 7 月 27 日）に、同種工事（道路照明灯に係る工事（電球交換を含む））を施工した実績のある者。なお、実績は、コリンズ登録内容確認書、契約書の写しその他施工実績を確認できる書類により確認するものとする。

（エ）（ア）～（ウ）で定めるすべての要件を有する 6 者以上で構成すること。

（オ）福井県内の各土木事務所（福井土木事務所、三国土木事務所、奥越土木事務所、丹南土木事務所、敦賀土木事務所、小浜土木事務所）に 1 者以上を配置すること。

（カ）各土木事務所に配置する施工役割および維持管理役割は、当該土木事務所管内に主たる営業所を有する者に限らない。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。

エ 公告開始の初日から優先交渉権者決定の日までの間に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

カ 次の（ア）から（オ）までのいずれにも該当しない者であること。

（ア）役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店も

しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者。

(イ)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者。

(ウ)役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者。

(エ)役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者。

(オ)役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

3 参加資格の確認の申請手続等

(1) 参加資格の確認の申請手続等

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出書類

(ア) 参加申込書(様式第2号)

(イ) グループ構成表(様式第3号)

(ウ) 企業概要(様式第4号の1～様式第4号の6)

イ 提出方法

持参または郵送(必着)にて提出すること。

紙媒体に加え、提出書類の電子データを電子メールにより提出すること。電子データの合計容量が10MB以上となる場合は、事前に事務局へ連絡し、県が指定する大容量ファイル受信システムにより提出すること。

ウ 提出期限

令和8年8月21日(金)17時まで(必着)

なお、提出後における申請書の追加および変更は認めない。

エ 提出場所および申請に係る質問を受け付ける場所ならびに確認に関する事務を担当する部局の所在地および名称

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県土木部道路保全課 道路維持補修グループ

電話 0776-20-0514

メールアドレス dourouhoz@pref.fukui.lg.jp

オ 提出資料の様式等

募集要領および各種様式等関係書類の交付については、次のとおりとする。

(ア) 交付時期

令和8年7月27日(月)

(イ) 交付場所

福井県ホームページからダウンロードすること。

URL : (<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/hozen/dourosyomeitoledkajigyo.html>)

(2) 参加資格の確認時期

参加資格の確認は、令和8年8月27日（木）までに行う。

(3) 参加資格の確認結果

電子メールにより代表構成員に通知する。

(4) 参加資格の確認を受けられなかった者に対する理由の説明

ア 企画提案書の提出者として選定されなかった者は、通知を受けた翌日から起算して5日（閉庁日含まない）以内に説明を求めた旨を記載した書面（書式は自由）を持参、または郵送等（一般書留または簡易書留）により提出し、非選定理由について説明を求めることができる。

イ 県は、説明を求めた者に対し、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（閉庁日含まない）以内に書面により回答する。

4 本事業に関する質問事項

本事業に関する質問事項については、令和8年8月12日（水）17時までに電子メールで文書（様式第1号）を提出すること（提出先：dourohoz@pref.fukui.lg.jp）。

質問に対する回答は、提出された質問を取りまとめて、令和8年8月19日（水）までにホームページで公表する。

5 企画提案書の提出手続

(1) 提出書類

- ア 企画提案書提出届（様式第6号）
- イ 企画提案総括表（様式第7号の1～第7号の3）
- ウ 見積提案書（様式第8号）
- エ 現地調査および電力契約の調査・照合に関する提案書（様式第9号）
- オ 管理台帳更新に関する提案書（様式第10号）
- カ 使用機器提案書（様式第11号）
- キ 工事対応の計画書（様式第12号の1～第12号の2）
- ク 維持管理等提案書（様式第13号の1～第13号の2）
- ケ 計測・検証計画書（様式第14号）
- コ 県内工事業者等の活用に関する提案書（様式第15号）
- サ 契約終了時の対応（様式第16号）
- シ その他の提案（様式第17号）

(2) 提出方法

持参または郵送（必着）にて提出すること。

紙媒体に加え、提出書類の電子データを電子メールにより提出すること。電子データの合計

容量が10MB以上となる場合は、事前に事務局へ連絡し、県が指定する大容量ファイル受信システムにより提出すること。

(3) 提出期限

令和8年9月11日（金）17時まで（必着）

なお、提出後における資料の追加および変更は認めない。

(4) 提出場所

3（1）エに同じ

(5) 提出書類の様式等

3（1）オに同じ

6 プレゼンテーションの実施

応募者の審査を行うため、提案内容のプレゼンテーションおよび提案内容に関するヒアリングを実施する。その日程等は概ね次のとおりとし、詳細は参加資格確認者に別途通知することとする。

(1) 開催日時

9月中旬頃

(2) 開催場所

福井県庁内

(3) 実施方法

プレゼンテーション 30分以内

質疑応答 30分以内

7 審査委員会および優先交渉権者の選考等

(1) 審査委員会

審査委員会が、提出された企画提案書およびプレゼンテーションの内容等に基づき審査を行う。

(2) 審査結果

審査の結果は、令和8年9月下旬にすべての応募者に文書で通知する。なお、電話等による問い合わせには一切応じない。

また、審査結果に対する異議を申し立てることはできず、質問は一切受け付けない。

優先交渉権者および次点交渉権者を県のホームページで公表する。

8 その他

(1) この公告に係る一連の手続および業務の契約等に関する手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国の通貨に限る。

(2) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた資料は一切受け付けない。ただし、提出書類に脱漏または不明確な表示等があり、かつ、県が認めたときはこの限りではない。

(3) 提出された書類は返却しない。

- (4) 企画提案に関する経費は、全額応募者負担とする。
- (5) 書類の内容に虚偽の記載がある場合には、無効とする。
- (6) 応募者の選定に当たり、応募者に対して、企画提案書の内容についての説明を求めることがある。
- (7) 参加資格確認結果の通知により資格が確認された者が以降の参加を辞退しようとする場合は、「提案辞退届（様式第5号）」を、企画提案書の受付の締切日の前日（必着）までに、持参または郵送により提出すること。なお、辞退した者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画提案募集等について不利益な扱いを受けることはない。
- (8) この公告に掲げるもののほか、この企画提案書の提出、プレゼンテーションおよび審査委員会の実施等に関し必要な事項は、別添「福井県道路照明灯LED化事業 公募型プロポーザル募集要領」等による。